

第3章 基本構想



第3章 基本構想

基本理念

- 1 男女が性別による差別的取扱いを受けず、個人としての尊厳が重んじられ、能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されること。

憲法第14条に法の下での平等がうたわれていますが、依然として生活のあらゆる場において多くの課題が残されています。性別による差別を受けることなく男女がお互いを認め合い、男女各人の能力が発揮できるようになることにより、男女平等参画社会の実現が可能となります。

- 2 男女がそれぞれに自立した個人として、多様な生き方が選択でき、かつ、尊重され、自己責任に基づく自己決定権が確立されること。

男女がそれぞれ自立した個人として尊重されるということは、家族、就労形態、価値観、社会活動などが多様化している中で、他からの干渉に左右されることなく、自己の責任において自ら選択し決定する権利を持つということです。

- 3 男女がお互いの理解の下で、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

全生涯にわたって身体的、精神的、社会的により良好な健康状態を保つためには、性と生殖に関する健康と権利が、社会的圧力をうけることなく、尊重されなければなりません。特に、妊娠や出産、避妊、月経、生殖医療などにおいて、女性の性と生殖に関する健康と権利が尊重されなければなりません。

- 4 男女がそれぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に平等な立場で参画し、責任を分かち合えること。

子の養育、家族の介護等家事の多くは女性が担っているのが現状です。家族を構成する男女が性別にかかわらず互いに協力し合って、家族の一員としての役割を円滑に果たすとともに、学校・地域・職場などの活動でも、責任ある個人として、あらゆる場面において平等に加わることが求められています。

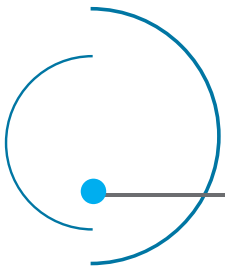


5 男女がそれぞれ政策，方針及び計画の決定に平等な立場で参画する機会が確保されること。

男女があらゆる分野で対等に利益を享受することができ，共に責任を担うためには，政策，方針及び計画の立案から決定まで，平等な立場で主体的に関わるための機会が確保されることが重要です。

6 男女がそれぞれ国際的協調の進展を踏まえ，多様な価値を創造し，形成すること。

男女平等参画の推進では，国際社会におけるさまざまな取り組みと密接な関係を有しています。私たちも国際社会の一員として，国際的水準を達成するよう努力するとともに，これらの取り組みに連帯し，協力し，貢献することが重要です。



基本的な考え方

この基本計画は、平成13年3月に制定された水戸市男女平等参画基本条例に基づいて、男女がお互いを認め合い、各人の能力が発揮される社会の実現を目指すことを目的として策定します。

計画の策定に当たっては、「世界及び日本国内の最近の動向を踏まえた事項」「水戸市の特性を踏まえた事項」の2つを基本的な考え方としました。

1 世界及び日本国内の最近の動向を踏まえた事項

昭和50年から世界女性会議が継続的に開催され、各国で男女差別の廃止や女性の地位向上のための取組が活発化するなかで、日本においても平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され21世紀の最重要課題に位置付けされるまでになりました。このような動向を踏まえて、特に次に掲げる事項に留意して男女平等参画を推進することとします。

- (1) セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど、差別や暴力の根絶を図ること。
- (2) 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の意義の重要性を認識し、尊重すること。
- (3) 国で定めた「女性のチャレンジ支援策」を踏まえ、市民ネットワークの充実等を図るものであること。
- (4) 男女平等参画の視点に立って制度や慣習などを見直し、家庭や子育てに夢や希望の持てる環境づくりを進めるなど、少子化社会への対応を図るものであること。
- (5) 高齢者が健康で生きがいをもって生活できるよう、高齢化社会への対応を図るものであること。
- (6) 職業生活と家庭生活とを両立しながら、男女が生き生きと働ける職場の実現を目指すものであること。

2 水戸市の特性を踏まえた事項

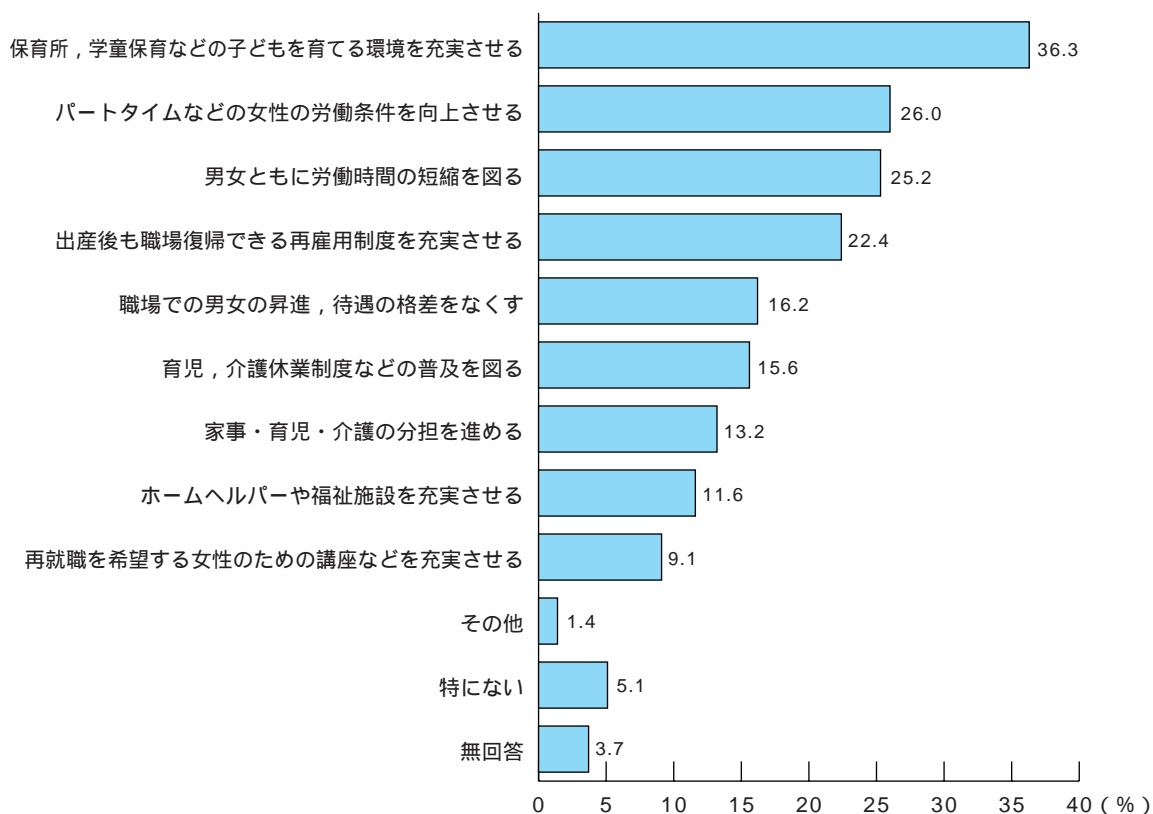
水戸市は、古い伝統と風習が育まれてきましたが、一方で男女とも進取の気概に支えられて発展を遂げてきました。男女平等参画の取組についても、都市宣言や条例の制定、日本女性会議の開催などを全国に先がけて実施してきましたが、今後も特に次に掲げる事項に留意して、男女平等参画を推進することとします。

- (1) 「日本女性会議2001みと」開催による意識の高揚や市民ネットワークの活性化などの成果及び「日本女性会議2001みと宣言」を十分に踏まえたものであること。

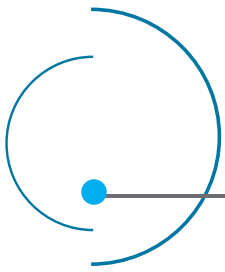


- (2) 幅広い年代の市民や、企業・団体の男女平等参画に向けた活動の一層の活性化を図り、市民と行政とが連携して計画を推進すること。
- (3) 活動の拠点である水戸市男女文化センター「びよんど」の充実と活用を図るものであること。

男女平等参画に向けた施策への要望



(水戸市「市民意向調査報告書」平成14年)



施策の体系

基本目標

人権の尊重と男女平等

家庭における男女平等参画

学校における男女平等参画

地域における男女平等参画

職場における男女平等参画

国際的協調と国際理解の推進

市民一人ひとりの意識の創造

推進体制の充実



主要課題

主要施策

家庭生活への男女平等参画の促進

家庭内における暴力の根絶

男女平等教育の推進

地域活動等への参画

自立を支える福祉の充実

生涯にわたる健康支援

労働環境の整備

多様な働き方への対応

仕事と家庭の両立支援

国際社会への参画促進

男女平等参画意識の浸透

生涯学習の充実

政策方針決定への男女平等参画

市民ネットワークの充実

庁内推進体制の充実

家事・育児等への男女平等参画

性別にとられない育児の促進

ドメスティック・バイオレンス及び虐待の根絶

児童・生徒への男女平等教育の推進

教職員の男女平等意識の形成

性別にとられない指導等の充実

コミュニティへの男女平等参画

ボランティア・NPOへの男女平等参画

消費者活動への男女平等参画

スポーツ・レクリエーション活動への男女平等参画

生涯にわたる福祉の推進体制の整備

地域における子育て支援体制の充実

地域における介護支援体制の充実

ひとり親家庭への支援の充実

高齢者の日常生活の支援

障害者の日常生活の支援

性と生殖に関する健康と権利の確立

子どもの健全発育の促進

成人保健の充実

地域における健康づくりの推進

均等法、労基法、育休法等の周知

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

雇用管理の改善

女性の経営参画の支援

女性の就職・再就職の支援

自営業における男女平等参画の推進

仕事と家庭の両立支援の啓発

国際的協調の推進

国際理解と国際交流の推進

市内在住外国人の支援

国際平和・地球環境保全への貢献

男女平等参画に関する情報の収集と分析

男女平等参画に関する広報啓発と情報提供

メディアの表現における男女平等参画

学習機会の提供

学習情報の充実

政策方針決定の場への女性の登用

女性の人材発掘と情報収集

市政への男女平等参画

関係団体等の交流と連携

計画の進行管理

職員の人材育成

相談体制の充実

国・県等との連携